

令和元年度

| No. | 物品等又は役務の名称 | 数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|-----|----------------------|----|---------------------------|------------|--|-------------|--|--------------|
| 1 | ネットワーク機器保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月1日 | 株式会社きんでん 東京支社 東京都品川区東五反田5-25-12 | ¥8,186,400 | 契約業者は、本件工事を実施した業者であり、本件ネットワーク使用を熟知しており、保守を実施するための知識と技術を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質が競争を許さないときに該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 2 | 医療情報システム保守契約(一次導入分) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月18日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1 | ¥4,924,800 | 契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 3 | 医療情報システム保守契約(二次導入分) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月18日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1 | ¥3,285,360 | 契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 4 | 医療情報システム保守契約(院内対応分) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月18日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1 | ¥4,406,400 | 契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 5 | 3次元画像解析システム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月30日 | 富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 | ¥2,126,400 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 6 | 体外衝撃波結石破碎装置保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月30日 | ドルニエメドテックジャパン株式会社 東京都品川区上大崎3-8-5日黒エステートビル | ¥1,598,400 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 7 | マルチスライスCT装置保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 平成31年4月30日 | シーメンスヘルスケア株式会社 千葉営業所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 | ¥11,755,800 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 8 | 地域連携情報サービス契約 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年5月13日 | エムスリー株式会社 東京都港区赤坂1-11-44 | ¥5,832,000 | 契約対象は契約業者独自の提供サービスであるため、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) | |
| 9 | ベッドパンウォッシャーの保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月1日 | アトムメディカル株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合4-1-22 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 | ¥1,404,000 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) なお、支払は代理店をとおすこととなっているため、3者契約とする。 | |
| 10 | A・F・MR棟のHEPAフィルター交換等 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月6日 | 進和テック株式会社 東京都中野区本町1-32-2ハーモニータワー | ¥1,197,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるとき。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) | |
| 11 | 特殊浴槽一式 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月11日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 | ¥4,719,600 | 緊急の必要により競争に付することができないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項) | |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|----|---------------------------|-----------|---|------------|---|
| 12 | 空調用発生機の部品交換 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月13日 | パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区押上1丁目1番2号 | ¥1,404,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるとき。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 13 | 病院ダッシュボードX利用契約 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月14日 | 株式会社グローバルヘルスコンサルティング・ジャパン 東京都新宿区六丁目27-30 新宿イーストサイドスクエア5階 | ¥1,950,000 | 契約対象は契約業者独自の提供サービスであるため、契約の性質が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 14 | 医療情報システム保守契約(院内対応分) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月26日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区柳町70-1 | ¥4,406,400 | 契約業者は当院の医療情報システムの開発業者であり、当該機関連システム及び部門システムの構成等を熟知しているのは当該業者に限られ、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 15 | 陥没箇所の補修工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年6月28日 | 小林建設株式会社 千葉県成田市大清水128 | ¥2,214,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 16 | 厨房用簡易自動消火装置交換工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年7月5日 | 株式会社ニッショウ 東京都江東区猿江二丁目8番2号 | ¥1,779,084 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 17 | 超音波ネブライザ | 13 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年7月10日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 | ¥1,565,600 | 予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 18 | C棟医局のエアコン設置工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年7月13日 | 三菱電機システムサービス株式会社 東京都世田谷区池尻3-10-3 | ¥2,430,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるとき。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 19 | 分娩監視装置 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年7月26日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 | ¥1,382,400 | 予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 20 | 立体駐車場漏水補修工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年7月31日 | 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | ¥2,160,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 21 | G棟2階健康管理センター 改修工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年8月1日 | 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | ¥1,296,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 22 | 温度指示調節器の交換工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月13日 | 日本電技株式会社 千葉県千葉市中央区登戸1丁目1番4号 | ¥1,728,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 23 | オートクレープNo1ドアシール板交換 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月20日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3 | ¥1,998,292 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 24 | 感染系・排水系排水処理設備の部品交換 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月20日 | アーバス技研工業株式会社 東京都中央区日本橋小舟町4-4 | ¥1,512,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 25 | F棟冷温水発生機の部品交換 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月24日 | 千葉アロー株式会社 千葉県千葉市中央区宮崎町709-5 | ¥1,969,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 26 | デジタルX線テレビ装置の修理 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月30日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGMリブイースト24階 | ¥2,308,608 | 依頼業者は、当該機器の製造企業であり、当該修理において必要な技術及び部品を有する唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|----|-------------------------------|------------|---|-------------|--|
| 27 | 臨床検査情報システムの保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月30日 | 株式会社エイアンド ティ 神奈川県横浜市神奈川 区金港町2番地6 横浜プ ラザビル | ¥1,209,120 | 依頼業者は、当該機器の製造企業 であり、当該保守について必要な技 術等を有する唯一の業者であること から、契約の性質又は目的が競争 を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
| 28 | 紙カルテ運用廃止に向けた ポップアップ作業及び スキャン作業 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年9月30日 | 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台2-9 | ¥1,215,000 | 当該業者は、現在医事業務を委託 している業者であることから、現場 に混乱をきたすことなく円滑に作業 を実施できるのは当該業者に限ら れるため、契約の性質又は目的が 競争を許さないときに該当するた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
| 29 | 感染制御システム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月7日 | シスメックス株式会社 千葉県千葉市美浜区中 瀬1-3幕張ガーデンD棟 14階 | ¥2,468,880 | 契約業者は、当該機器の製造企業 であり、当該保守において必要な技 術等を有する者が契約業者のみで あることから、契約の性質又は目的 が競争を許さないときに該当するた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
| 30 | A棟電気室無停電装置 バッテリーの更新工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月15日 | サンケン電設株式会社 東京都豊島区西池袋1- 11-1 | ¥7,535,000 | 契約業者は、当該機器の保守業者 であり、当該設備を熟知する者が契 約業者のみであることから、契約の 性質又は目的が競争を許さないと きに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
| 31 | 研修棟1階多目的室系統 の空調機更新 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月15日 | 三菱電機ビルテクノサー ビス株式会社 東京都荒川区荒川7丁目 19番1号 | ¥1,650,000 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるとき。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) |
| 32 | 受変電設備VCBの点検 整備 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月15日 | 株式会社きんでん 東京都千代田区九段南2 丁目1番21号 | ¥1,078,000 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるとき。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) |
| 33 | 胸骨鋸 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月29日 | 株式会社福山医科 千葉県千葉市若葉区千 城台西1-11-1 | ¥1,262,250 | 予定価格が160万円をこえない財産 の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第2号) |
| 34 | 3槽式ステンレス製シ ステムシンク | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年10月29日 | 株式会社MMコーポレー ション 東京都文京区本郷3-4-6 | ¥1,566,400 | 予定価格が160万円をこえない財産 の買入であるため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第2号) |
| 35 | A棟発電機の整備 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年11月1日 | ヤンマーエネルギーシ ステム株式会社 東京都中央区八重洲2丁 目1-1 | ¥23,309,000 | 契約業者は、当該機器の製造企業 であり、整備に必要な技術等を有す る者が契約業者のみであることか ら、契約の性質又は目的が競争を 許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
| 36 | 消毒滅菌機の検査前整 備 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年11月28日 | 株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩 2-35-3 | ¥1,592,800 | 予定価格が250万円をこえない工事 又は製造をさせるときに該当するた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号) |
| 37 | ネット系パソコン | 25 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和元年12月17日 | 銚子インターネット株式 会社 千葉県銚子市中央町12 番地13 | ¥1,732,500 | 依頼業者は当院ネットワーク環境 構築業者であり、当該機器設置に おいて必要な知識・技術を有する唯 一の業者であるため。(日本赤十字 社会計規則施行細則第35条第11 号) |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|----|---------------------------------|------------|-----------------------------------|-------------|---|
| 38 | A棟8階OAフロア設置工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年12月25日 | 小林建設株式会社 千葉県成田市大清水128 | ¥2,398,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 39 | 超電導磁気共鳴画像診断装置(MRI)保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年12月27日 | 株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15 | ¥13,200,000 | 契約業者は、当該機器の納入業者であり、メーカー指定の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 40 | 気化器 | 2 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年12月27日 | 株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15 | ¥1,210,000 | 予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 41 | ネット系パソコン | 15 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和元年12月27日 | 銚子インターネット株式会社 千葉県銚子市中央町12番地13 | ¥1,012,000 | 予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 42 | A棟8階医事管理課・医事業務課改修(LAN設備) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年1月15日 | 株式会社きんでん 東京都千代田区九段南2丁目1番21号 | ¥2,497,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 43 | A棟8階医事管理課・医事業務課改修(照明設備強電1次側) | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年1月15日 | 株式会社きんでん 東京都千代田区九段南2丁目1番21号 | ¥2,002,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 44 | 歯科用ポータブルユニット | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年1月20日 | 株式会社八巻 千葉県成田市橋賀台1-47-2 | ¥1,125,795 | 予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 45 | G棟裏資材倉庫解体工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年1月30日 | 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | ¥1,848,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 46 | レセプト院内審査支援システム保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年2月7日 | 株式会社NTTデータ・アイ 東京都新宿区揚場町1-18 | ¥1,642,291 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 47 | B棟2階パーティション設置工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月10日 | 有限会社ティー・エヌ・エス 千葉県成田市美郷台3-11-18 | ¥1,991,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|---|---------------------------------|-----------|---|------------|---|
| 48 | 2号ボイラー・第1種圧力容器性能検査前整備 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月14日 | 株式会社ヒラカワ 東京都江東区富岡2-2-11ふくせいビル3F | ¥2,200,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 49 | 乳房用デジタルX線撮影装置保守 | 2 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | GEヘルスケア・ジャパン株式会社 千葉県千葉市中央区中央港1-9-5 ダイトー千葉ポートセンター2階 | ¥3,078,240 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 50 | 核医学画像診断装置保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | GEヘルスケア・ジャパン株式会社 千葉県千葉市中央区中央港1-9-5 ダイトー千葉ポートセンター2階 | ¥4,204,200 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 51 | 外科用X線撮影装置保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | GEヘルスケア・ジャパン株式会社 千葉県千葉市中央区中央港1-9-5 ダイトー千葉ポートセンター2階 | ¥1,539,120 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 52 | キヤノン医用機器保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト24階 | ¥3,903,240 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 53 | ミニシェーバーハンドピース | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | 株式会社福山医科 千葉県印西市中央北1-3-3 CNCビル105号 | ¥1,113,750 | 予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号) |
| 54 | A棟3階入退出管理警報配線工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年2月20日 | 株式会社きんでん 東京都千代田区九段南2丁目1番21号 | ¥2,002,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 55 | 電気錠更新工事 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 千葉県成田市飯田町90-1 | 令和2年3月16日 | 大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | ¥2,420,000 | 予定価格が250万円をこえない工事又は製造をさせるときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号) |
| 56 | 手術室内医療機器保守点検 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年3月16日 | エア・ウォーター防災株式会社 東京都品川区西五反田2-12-3 | ¥2,211,000 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |
| 57 | A棟吸収式冷凍機及び冷却塔保守点検業務 | 1 | 成田赤十字病院 管財課 成田市飯田町90-1 | 令和2年3月23日 | 荏原冷熱システム株式会社 東京都大田区大森北3-2-16荏原大森ビル2F | ¥2,860,000 | 契約業者は、当該機器の製造企業であり、保守において必要な技術及び部品を有する者が契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号) |

| | | | | | | | |
|----|-------------------|---|-------------------------------|-----------|--|-------------|--|
| 58 | マルチスライスCT装置 保守 | 1 | 成田赤十字病院 管財 課 成田市飯田町90-1 | 令和2年3月30日 | シーメンスヘルスケア株 式会社 千葉営業所 千葉県千葉市美浜区中 瀬2-6-1 | ¥11,973,500 | 契約業者は、当該機器の製造企業 であり、保守において必要な技術及 び部品を有する唯一の業者である ことから、契約の性質又は目的が 競争を許さない場合に該当するた め。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第11号) |
|----|-------------------|---|-------------------------------|-----------|--|-------------|--|

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的理由を簡潔に記載する。